

横手市議会における災害発生時の初動マニュアル

1. はじめに

本マニュアルは、大規模地震、台風等風水害及び豪雪災害等の「発災時」における行動マニュアルである。

したがって、「横手市議会における災害発生時の対応要領」第2条に定める横手市議会災害対策支援本部が設置された場合には、当該本部の指示に基づき対応するものとする。

2. 大規模地震発生時

(1) 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

(2) 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「横手市議会における災害発生時の対応要領」を参考にするほか次の基準により行動するものとする。

震度	参集基準	備考
・震度4以上	議会事務局長→北庁舎3階へ参集（市体制へ参加）	市災害警戒部（レベル1）
・震度5弱以上	本部長、副本部長、本部役員及び議会事務局職員→横手庁舎6階へ参集	市災害対策部（レベル2）
・震度5強以上	上記に加え、本部員→横手庁舎6階へ参集（全ての議員が参集）	市災害対策部又は市災害対策本部（レベル2又は3）

※事情により止むを得ず参集できない場合は、近隣の地域局へ参集

（参考：被害事例）

震度階級	状況
・震度4	ほとんどの人が驚く。座りの悪い置物が倒れることがある。
・震度5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
・震度5強	物につかまらなると歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
・震度6弱	立っていることが困難になる。耐震性の低い木造建物は建物が傾いたり、倒れたりすることがある。
・震度6強	這わないと動くことができない。耐震性の低い木造建築物は、傾くものや倒れるものが増える。
・震度7	耐震性の高い木造建築物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

(3) 参集及び活動時の留意事項

① 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、デジタルカメラ、筆記用具、メモ帳等必要な用具をできる限り携行する。また、個人用として、食料・飲料水等を携行する。

② 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

③ 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置を講じる。

④ 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

3. 台風等風水害及び豪雪災害等発生時

台風等の風水害及び豪雪災害等により、市に災害警戒部又は災害対策部が設置された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

- ① 議会事務局長は、市の災害警戒部又は災害対策部が設置された旨を全議員へ連絡する。
- ② 連絡を受けた議長及び副議長は、状況に応じて横手庁舎 6 階に参集する。
- ③ 逐次、市から提供された災害情報等は、議会事務局長から議長及び副議長へ報告の上、各議員に情報提供を行う。
- ④ 各議員が地域で収集した情報は、議長（議会事務局）へ報告する。
- ⑤ 報告された情報は、議長及び副議長が整理し、必要に応じて市側に提供する。

(参考：市災害時非常体制基準)

項目	災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部
・地震		震度 4	震度 5	震度 6 以上
・豪雪		積雪深 120 cm 目安	秋田地方気象台横手観測所積雪深 140 cm 目安	
・一般災害 ・気象警報 ・大雨警報	被害発生の恐れ 局地的被害発生 発令時	市民・ライフラインに被害の発生の恐れ 被害が発生し、拡大と障害の継続の恐れ (過去の設置例などを参考に設置を判断)		
・台風	接近の恐れ			

(出典：横手市地域防災計画抜粋)